

海外情報

米国の税務行政（上）

国税庁国際業務課

ワシントン	瀬 沼 雄 二
ニューヨーク	伊 藤 新 佳
ロサンゼルス	三 浦 かすみ
シ カ ゴ	時 村 知 伸

◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、アメリカ合衆国に派遣されている職員が米国の税務行政全般について、主要な米国連邦税制及び日本の国税庁に相当する内国歳入庁（Internal Revenue Service（以下「IRS」という）における最近の動向や IRS 職員、現地会計士等からの話を取りまとめたものであり、本号と次号（7号）の2回に分けて報告する。

（税大ジャーナル編集部）

目 次

はじめに	174
I 米国税制の概要	175
1 連邦個人所得税	175
(1) 確定申告制度	175
(2) 課税年度と申告期限	175
(3) 申告形態	175
(4) 所得金額の計算	175
(5) 税率	175
(6) 代替ミニマム税 (Alternative Minimum Tax; AMT)	175
(7) 予定納税	175
2 源泉徴収制度	175
3 連邦法人所得税	175
(1) 課税年度と申告期限	175
(2) 課税所得の計算と税率	176
(3) 代替ミニマム税	176
(4) 予定納税	176
(5) パートナーシップ	176
(6) S 法人 (Subchapter S Corporation)	176
4 贈与税及び相続税 (遺産税)	176
5 更正期限、加算税等	176
(1) 更正の期間制限	176
(2) 加算税	176
(3) 還付請求	176
(4) 時効	176
6 (参考) 売上税	176
II 税務行政の概要	177
1 基本的な特徴、組織の変遷	177
(1) 基本的な特徴	177
(2) 組織の変遷	177
2 本省・庁の組織編制	177
3 地方組織の組織編制	180
4 長官などの幹部の異動状況	180
(1) 現在の IRS 幹部	180
(2) 歴代の長官	180
(3) 歴代の権限ある当局	180
5 最近の動向	181
(1) IRS Strategic Plan とタックス・ギャップ対策	181

(2) 国際取引への対応	182
(3) 電子化の進展に伴う諸問題	183
6 申告書の收受、処理等に関する事務運営	183
(1) 申告書の処理過程	183
(2) サービスセンター(キャンパス)と現場との連携	184
7 納税者サービスに関する特徴	185
(1) 概要	185
(2) 税務相談	185
(3) 実際の納税者支援センター、電話相談等の状況	186
(4) IRS の納税者支援センター削減計画	187
(5) IRS 監視委員会による納税者サービスに関する調査報告結果	188
(6) 納税者擁護官制度	188
8 税務調査に関する事務運営の特徴	188
(1) 調査方法及び調査対象者の選定	188
(2) IRS 組織改革法施行後に導入された手続き	189
(3) 税務調査に関する統計資料	189
9 滞納税金の徴収制度の特徴	190
(1) 米国連邦税における徴収制度の経緯と特徴	190
(2) 差押えにおけるデュー・プロセス	190
(3) 連邦税リーエン制度	190
(4) オファー・イン・コンプライアンス制度	190
(5) 米国連邦税の徴収事務の民間委託制度の導入と経緯	191

はじめに

今回の税大ジャーナルにおいては、米国の税務行政全般について、主要な米国連邦税制及び日本の国税庁に相当する内国歳入庁（Internal Revenue Service、以下「IRS」という。）における最近の動向や IRS 職員、現地会計士等からの話などを取り入れて説明を行ったものである。

なお、本稿における意見・コメント等は、すべて筆者である米国長期海外出張者自身の個人的見解である。

データは原則として本稿執筆時（2007 年 11 月）のものである。



(写真 は IRS 本部ビル)

I 米国税制の概要

米国は連邦国家として連邦政府、州政府がそれぞれ独自に課税権を有し、州政府の承認の下では市町村等の地方自治体も独自の課税権を有している。

連邦政府は個人・法人所得税などの連邦税に関する課税権を有し、IRC (Internal Revenue Code、以下「IRC」という。) を下に、IRS が執行を行う。

また、州政府、地方自治体は売上税、財産税などの課税権を有している。

1 連邦個人所得税

(1) 確定申告制度

米国には年末調整制度はなく、基本的には総合課税となるため一定の課税所得を有する者はすべて申告・納税義務を負う。

(2) 課税年度と申告期限

個人所得税の課税年度は通常暦年とされ、申告期限は翌年 4 月 15 日であるが、延長申請を行った場合は自動的に 6 ヶ月間延長されるので申告期限は 10 月 15 日となる。ただし、申告期限が延長されても納付期限は延長されないため、税金の納付は 4 月 15 日までに行う必要がある。

(3) 申告形態

確定申告の形態は、①独身、②夫婦合算申告又は寡婦(夫)申告、③夫婦個別申告、及び④世帯主に区分され、それぞれに異なる控除・税率等が適用される。

(4) 所得金額の計算

総所得は給与所得、利子所得、配当所得、事業所得、譲渡所得、不動産所得等から成り、各種控除を差し引いて課税所得を算出する。

なお、算出過程は次のとおりである。

イ 総所得から、個人退職金掛金、離婚・別居手当、転勤費用などを控除し、調整後総所得(Adjusted Gross Income、以下「AGI」という。)を算出する。

ロ 次に、項目別控除(Itemized Deduction)

あるいは定額控除(Standard Deduction)のいずれかを選択し、イ AGI から差し引く。項目別控除には、一定額までの医療費、州税・固定資産税、寄付金等が含まれ、定額控除については各人の申告形態により控除額が定められている。

ハ 最後に、ロから納税者及び扶養者に係る人的控除を差し引き、課税所得を算出する。

なお、人的控除額は 2006 年度においては一人\$3,300 (2007 年度は\$3,400) となっている。

(5) 税率

個人所得税の算出に当たっては、10%～35%の累進税率が適用される。

(6) 代替ミニマム税 (Alternative Minimum Tax; AMT)

代替ミニマム税は、所得控除や税額控除等を過度に利用した節税を防止するために導入された。納税者は通常の税額計算過程とは別に、代替ミニマム税の下で認められた諸控除等を適用して税額を算出した上で、算出された税額が通常の計算過程で算定された税額を上回る場合、上回る金額を代替ミニマム税として納付することになる。

(7) 予定納税

予想年税額が\$1,000 以上の場合、当該予定納税の対象となる年度の税額の 90%又はその前年度確定税額のいずれか少ない額を予定納税額として四半期ごとに分割納付する必要がある。

2 源泉徴収制度

個人納税者は、連邦税、州税及び地方税のほか、社会保障税が給与から源泉徴収される。

3 連邦法人所得税

(1) 課税年度と申告期限

課税年度は法人の定める事業年度とされ、申告期限は事業年度終了後 3 ヶ月目の 15 日であるが、延長申請を行った場合は自動的に

6ヶ月間延長される。ただし、申告期限が延長されても納付期限は延長されない。

(2) 課税所得の計算と税率

課税所得は総益金から損金、損失を差し引き算出する。法人所得税の算出に当たっては15%～39%の累進税率が適用される。

(3) 代替ミニマム税

個人所得税同様、法人にも代替ミニマム税が課されるが、法人設立初年度及び小規模法人は免除される。また、代替ミニマム税は、代替ミニマム税額控除として将来の税額から控除することができる。

(4) 予定納税

予想年税額が\$500 以上の場合、当該予定納税の対象となる年度の税額又はその前年度確定税額のいずれか少ない額を予定納税額として四半期ごとに分割納付する必要がある。

(5) パートナーシップ

パートナーシップ自体は納税義務を負わないが、情報申告書を毎年 IRS に提出する必要がある。

なお、パートナーシップが獲得した所得については各パートナーにパススルーされ、各パートナーが納税義務を負うことになる。

(6) S 法人 (Subchapter S Corporation)

税法上の一定の条件を満たした小規模事業法人は S 法人として区分される。S 法人の所得は各株主に割り当てられ、個人所得として課税されることが認められている。

4 贈与税及び相続税 (遺産税)

贈与税及び相続税 (遺産税) の算出に当たっては、統一移転税率 (Unified Transfer Tax Rate Schedule) という共通税率が適用される。

なお、贈与税については\$345,800 の税額控除 (\$1,000,000 の贈与額に相当) が、相続税 (遺産税) については\$780,800 の税額控除 (\$2,000,000 の相続額に相当) が認め

られている。

また、2001 年ブッシュ減税により相続税 (遺産税) は漸次縮減しており 2010 年で廃止されることになっているが、減税を定めた法律の適用は 2010 年 12 月 31 日までとされていることから、2011 年には元に復する予定となっている。

5 更正期限、加算税等

(1) 更正の期間制限

更正の期間制限は原則 3 年であるが、申告漏れ所得が当初申告書に記載された総所得金額の 25% を超える場合は、6 年に延長される。

なお、脱税・無申告の場合には無期限となる。

(2) 加算税

過少申告加算税は 20% となっており、無申告加算税については無申告の期間 1 月毎に申告税額の 5% (最高 25%) が加算される。

重加算税は 75% となっており、無申告の場合は、無申告の期間 1 月毎に納付税額の 15% (最高 75%) が加算される。

また、不納付加算税は 1 月毎に 1% (25 か月まで最高 25%) が加算される。

(3) 還付請求

還付請求は、申告書提出日から 3 年以内又は税額の支払日から 2 年以内のいずれか遅い日までに行わなければならない。

(4) 時効

申告書提出後 3 年で時効は成立するが、申告書を提出していない場合や脱税目的で虚偽の申告をしている場合には、永久に時効は成立しない。

なお、申告漏れ所得が当初申告書に記載された総所得金額の 25% を超える場合、時効は 6 年に延長される。

6 (参考) 売上税

日本の消費税に該当する売上税は、課税対象売上に対して課される最終消費関連取引

税である地方税として取り扱われる。売上税はほぼ全ての州で課税されるが、州、郡、市がそれぞれ課税できるため、同一州内でも税率は異なる。

II 税務行政の概要

1 基本的な特徴、組織の変遷

(1) 基本的な特徴

財務省 (Department of the Treasury) の外局である IRS は税務の執行を担当している。酒税・たばこ税と関税¹を除く連邦税の賦課・徴収及び社会保障税 (Social Security Tax: 日本の社会保険料に相当) の徴収²等を担当している。

なお、州政府は独自に課税権を有しており、立法も執行も独自に行っている。

(2) 組織の変遷

(沿革)

1792年: IRS の前身となる歳入長官事務所 (the Office of Commissioner of Internal Revenue) を設立

1862年: 歳入長官事務所を内国歳入局 (the Bureau of Internal revenue) へ再編成

1952年: 税目別組織から機能別組織への変更、国税局の設置などの機構改革を実施

1953年: 名称を今日の IRS へ改称

1995年: 7国税局・66税務署体制から4国税局33税務署体制に改編

1998年: IRS 組織改革法 (IRS Restructuring and Reform Act of 1998) により、本庁・国税局・税務署という地理的区分に基づく三層構造から、納税者別業務部門体制へ改編

【参考】1998年 IRS 組織改革法 (IRS Restructuring and Reform Act of 1998)

イ 背景

IRS 組織改革法は1997年4月に税務処

理コンピュータシステム製作で3億ドルの無駄遣いが発覚したのを端緒として、差押えの濫用、書類審査での数多くのミス・遅滞などについて IRS の執行体制への納税者からの批判や、税務調査で追徴した金額を基礎に職員の勤務評定をする増差至上主義、さらには納税者の情報管理の甘さなど、IRS の内部規律にも問題があることが米議会で追及されたことによる。1998年7月22日にクリントン大統領の署名をもって成立した。

ロ IRS 組織改革法の概要

- ・IRS の活動計画、年間予算の承認等を行う「IRS 監督理事会」の設置
- ・税務行政を専担する「税務行政担当・財務省監督官」の創設
- ・IRS の調査、徴収、訴訟事務とは独立した「納税者擁護官」の設置
- ・IRS の調査、査察、徴収活動に対する大統領府の関与を禁止
- ・一定の要件を充足する場合、納税者から IRS への挙証責任の転換

ハ IRS の組織改革の概要

IRS 本庁、国税局、税務署という地理的区分に基づく三層構造から、同一のニーズを持つ納税者別の4つの業務部門 (給与・投資所得局、小規模企業・自営業局、大・中規模事業局、免税団体・政府機関局) を持つ組織構造に改編された。

2 本省・庁の組織編制

IRS は財務省の外局であり、財務省長官の監督下にある。

IRS 長官の下には2人の副長官がおり、それぞれ業務支援とサービス・執行を担当している。

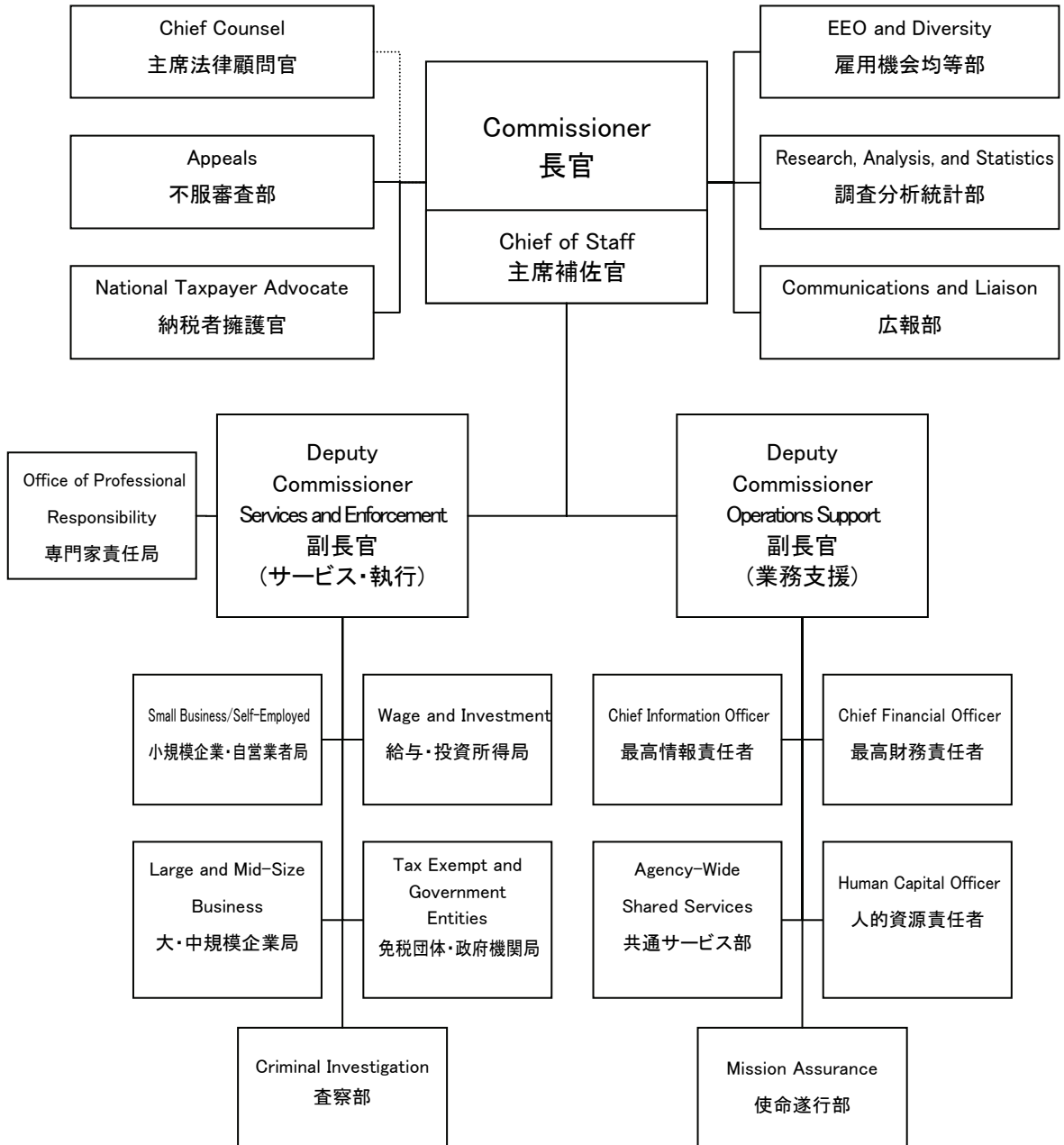
業務支援担当副長官の下には最高情報責任者 (Chief Information Officer)、最高財務責任者 (Chief Financial Officer)、共通サービス部 (Agency-Wide Shared Services)、

人的資源責任者 (Human Capital Officer)、使命遂行部 (Mission Assurance) があり、主に組織運営のためのサポート的な内部サービスを提供している。

サービス・執行担当副長官の下には、1998 年 IRS 組織改革法によって設立された納税者別の 4 つの局がある。サラリーマンなど個人の給与や投資に関する所得を担当する給与・投資所得局 (W&I: Wage and Investment)、資産総額 1,000 万ドル超の法人等を所管する大・中規模事業局 (LMSB: Large and Mid-Size Business)、個人事業者や資産総額 1,000 万ドル以下の法人等を所管する小規模企業・自営業者局 (SB/SE: Small Business/Self Employed)、州政府、地方自治体、大学、宗教団体などを所掌する免税団体・政府機関局 (TEGE: Tax Exempt and Government Entities) である。それ以外に査察を担当する査察部がある。

さらにそのほかに長官直属の部署として不服審査部 (Appeals)、納税者擁護官 (National Tax Advocate)、雇用機会均等部 (EEO and Diversity)、調査分析統計部 (Research, Analysis and Statistics)、広報部 (Communications and Liaison) そして財務省内にあり IRS 長官に直接報告する首席法律顧問官 (Chief Counsel) がある。

IRS 組織図 (2007 年 1 月現在)



3 地方組織の組織編制

1995 年以前は 7 国税局、66 税務署体制にあった地方組織は、1995 年の組織改編で 4 国税局、33 税務署体制へとなり、1998 年の IRS 組織改革法によって、IRS 本部、国税局、税務署の三層体制は廃止された。

その後は、W&I、LMSB、SB/SE、TEGE の 4 つの局によって地方の支部を管理するようになった。

全国的な地方組織としては、納税者の相談窓口や用紙の配布を行う全国約 400 か所³の納税者支援センター（TACs: Taxpayer Assistance Center）や申告書の発送・収受を集中して行うサービスセンターがある。

4 長官などの幹部の異動状況

(1) 現在の IRS 幹部

2007 年 11 月現在の幹部の状況は以下のとおりである⁴。

IRS 長官	Linda E. Stiff（代行）
主席法律顧問官	Donald L. Korb
不服審判部	Sarah Hall Ingram
納税者擁護官	Nina E. Olson
雇用機会均等部	Diane Crothers
調査分析統計部	Mark Mazur
広報部	Frank Keith
サービス・執行担当副長官	Linda E. Stiff（兼）
給与・投資所得局	Richard J. Morgante
大・中規模企業局	Frank Y. Ng
国際担当副局長 （権限ある当局）	Barry B. Shott
小規模企業・自営業者局	Kathy Petronchak
免税団体・政府機関局	Steven T. Miller
査察部	Eileen C. Mayer
専門家責任局	Stephen Whitlock （代行）
業務支援担当副長官	Richard A. Spires
最高情報責任者	Art Gonzales
共通サービス部	James P. Falcone

使命遂行部	Daniel Galik
人的資源責任者	Robert Buggs
最高財務責任者	Janice J. Lambert

(2) 歴代の長官

IRS の長官及び主席法律顧問官は政治任用（Political Appointee）である。IRS 長官は大統領の指名を受けて上院の承認により任命される。任期は 5 年で再任も可能である。

最近 10 年の長官（代行も含む）は以下のとおり。

任 期	氏 名
1997 年～2002 年	Charles O. Rossotti
2002 年～2003 年	Robert E. Wenzel（代行）
2003 年～2007 年	Mark W. Everson
2007 年	Kevin M. Brown ⁵ （代行）
2007 年～	Linda E. Stiff（代行）

ホワイトハウスは、2007 年 11 月 21 日、Douglas Shulman 氏（Financial Industry Regulatory Authority（FINRA）の Vice Chairman）を IRS 長官に指名する意向であることを発表した。複数の IRS 職員に聞いたところ、任命の可能性は高いものの時期がいつになるかは分からないとの回答が多かった⁶。

(3) 歴代の権限ある当局

権限ある当局（Competent Authority、以下「CA」）は、租税条約に基づいて相互協議や情報交換の権限を有する者である。

過去 10 年の CA は以下のとおり。

任 期	役 職	氏 名
1995 年～ 2000 年	国際部長	John Lyons
2000 年～ 2003 年	国際部長	Carol A. Dunahoo
2003 年～ 2006 年	国際部長	Robert H. Green
2006 年～ 2007 年	国際担当副局長 ⁷ （任期中に国際 部長から昇進）	Frank Y. Ng
2007 年～	国際担当副局長	Barry B. Shott

5 最近の動向

(1) IRS Strategic Plan とタックス・ギャップ対策

イ IRS Strategic Plan

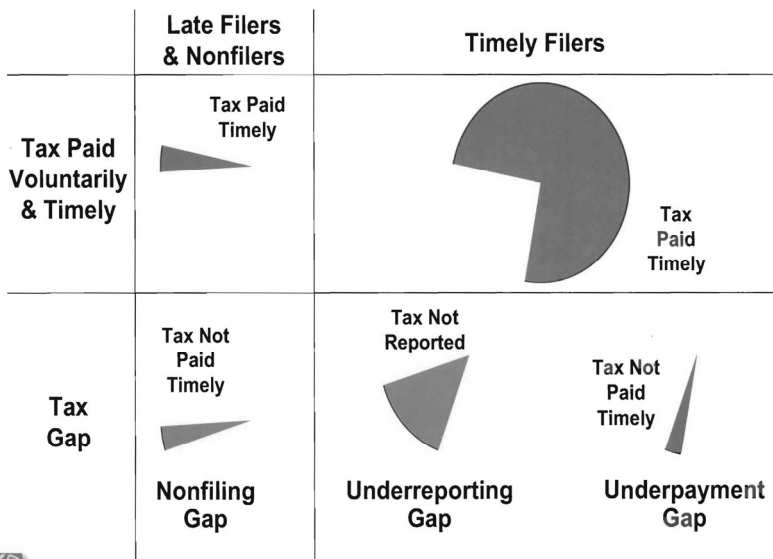
IRS は 2004 年 7 月に発表した『IRS Strategic Plan』⁸ (以下「IRS Plan」という。)の中で、2005 年～2009 年の今後 5 年間にわたり組織として取り組む 3 つの柱を掲げた。その内容は、①納税者サービスの向上、②税法執行の強化、及び③IRS の人的・手続的及び技術的近代化、である。この IRS Plan 発表当時エバーソン元長官は、IRS によるサービスの質の向上はそれまでも飛躍的な発展を遂げており、引き続き発展に努めるとしつつ、今後は執行面の強化に重点的に取り組むべきであると述べている。

執行面の強化に当たってはいくつかの戦

略プランが策定されており、タックス・ギャップ (税法により課されるべき税額であるが、実際には任意かつ期限内に納められていない税額) の拡大へ繋がるノンコンプライアンスの阻止が筆頭に挙げられた。これに続いて、会計士等税務専門家による職業規範や法令順守の徹底、国内及びオフショアにおける租税・金融犯罪の発見及び阻止、免税団体及び政府系組織によるノンコンプライアンスの阻止、及びそれらの団体等を本来あるべき目的としてではなく租税回避目的として第三者が利用することの阻止、といった具体的プランが掲げられている。

なお、タックス・ギャップは納付不足 (未納付を含む)、過少申告、無申告 (期限後申告を含む) から構成され、具体的イメージは図のとおりである。

Tax Gap Components



IRS • RAS • Office of Research • 16 July 2007

13

ロ タックス・ギャップの測定と対策

従前よりタックス・ギャップの測定や対策等は行われてきていたが、IRS は 2001 年に、これまでの TCMP (Taxpayer Compliance

Measurement Program) に代わり NRP (National Research Program) により新たに納税者のコンプライアンスを測定した。その結果、タックス・ギャップは 3,450 億ドル、

ノンコンプライアンス割合は 16.3%、即ちコンプライアンス割合は 83.7%と算出された。莫大な金額にのぼるタックス・ギャップの認識により、IRS 監視委員会は 2009 年までに自発的なコンプライアンス割合を 86%まで、米国上院財政委員会委員長は同割合を 2017 年までに 90%まで引上げを求めている。IRS や財務省はタックス・ギャップの存在を念頭にその削減へ向け、上記 IRS Plan を始め、ハに後述の指針に基づいた戦略目標を立て、実行に移している。

ハ タックス・ギャップ削減への指針

財務省は直近のタックス・ギャップへの取組指針として 2006 年 9 月 26 日に『A Comprehensive Strategy for Reducing the Tax Gap』⁹を発表した。この中では四つの基本理念とそれを実現するための 7 つの具体的目標が示されている。

四つの基本理念の内容は、第一、納税者による意図的でないミス及び意図的な脱税の双方に注目し取り組むこと、第二、ノンコンプライアンスの原因を具体的に特定すること、第三、執行の強化は納税者サービスと同時に行うこと、第四、執行の強化に当たっては納税者の負担とのバランスを充分考慮すること、である。

そして 7 つの具体的目標は、①脱税の機会の削減、②コンプライアンスに関し複数年にわたる調査の実施、③情報技術の発展の継続、④調査、徴収等コンプライアンス対策の改善、⑤納税者サービスの向上、⑥税法改正及び簡素化、⑦IRS による地方当局及び外国当局との協力、である。

この指針に沿って、2007 年度以降、タックス・ギャップ削減のため予算手当ての上 IRS 行政に関する広範な枠組みが形成され、各種戦略の実行に寄与している。ちなみに 2008 年度予算案において増加された予算額は、執行強化に関しては約 4 億 4 千万ドルであった。

ニ IRS 及び財務省による報告書

IRS と財務省は 2007 年 8 月 2 日に『Reducing the Federal Tax Gap ~ A Report on Improving Voluntary Compliance』¹⁰を発表した。本報告書にはタックス・ギャップの概要、これまでの取組とその成果、及び今後の方針等が、付表を含めて 100 ページにわたり記載されている。

個別具体的な成果としては、2001 年度から 2006 年度にかけて個人納税者の税務調査件数割合が 77%増加するなど各種調査割合の向上、2001 年度から 2006 年度の IRS 査察部 (Criminal Investigation、以下「IRS-CI」という。) 捜査による有罪割合 91.4%の達成、執行による歳入が 2001 年度の 150 億ドルから 2006 年度の 487 億ドルへ増加など、数値として現れている。

また、2001 年度分として 3,450 億ドルとされていたタックス・ギャップは、IRS による執行努力や事後の納付により 2,900 億ドルまで減少し、コンプライアンス割合は当初の 83.7%から 86.3%にまで向上した。

なお、報告書付表には、ハに財務省が掲げた 7 つの具体的目標に基づいた詳細な戦略が多数列挙されると共に、個々の戦略について 2008 年度及び 2009 年度それぞれ特定の時期に達成されるべき段階が具体的に記されている。

ホ タックス・ギャップ対策に関する IRS 幹部の見解

IRS 幹部によると、タックス・ギャップの解消のために種々コンプライアンスの向上に努めているところではあるが、納税者教育を含むサービスの向上と執行面の強化とのバランスを取ることが重要である認識しているとのことであつた¹¹。

(2) 国際取引への対応

国際取引の複雑化による租税回避策に関して、米国は 2004 年に英国、オーストラリア、カナダの税務当局と共にワシントンに

JITSIC(Joint International Tax Shelter Information Center)を設立し、各国と情報交換しながら国際的租税回避スキームの解明に取り組んでいる¹²。

(3) 電子化の進展に伴う諸問題

行政の電子化に伴い、IRS 内では情報管理の重要性、とりわけ業務用パソコンに保管されている情報の管理に関する認識が高まっている。また、昨今は IRS を騙るフィッシング詐欺が増加しており、納税者に注意を呼びかけているところである¹³。

6 申告書の収受、処理等に関する事務運営

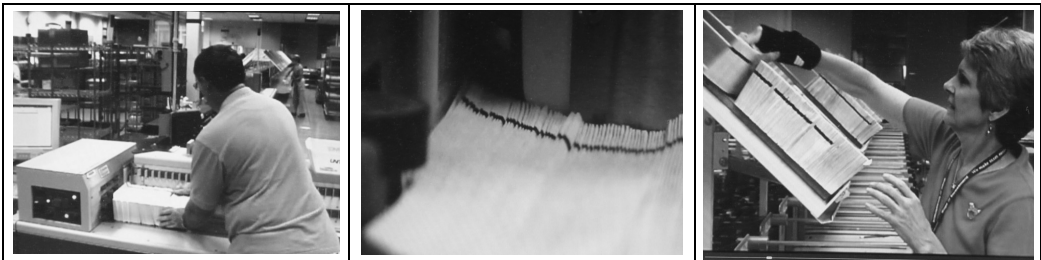
IRS における申告書の収受、分類、管理等

は全国 10 か所¹⁴のサービスセンター（現在はキャンパス「Campus」と呼ばれている）において集約して実施されている。

(1) 申告書の処理過程

サービスセンターにおいては、手作業で申告内容等の入力を行っているが、入力後のデータについてはマスタファイル化されている。

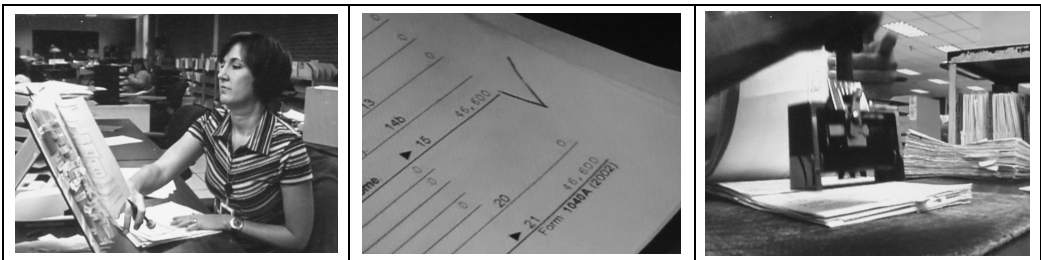
この申告書の収受から申告書情報のマスタファイル化までの一連の処理過程は、通称「パイプライン」と呼ばれている。ここでは、「パイプライン」の実際の流れを一部紹介する¹⁵。



イ 郵送された申告書を封筒ごと読み取り機にかけ、自動開封。バーコードにより申告書の種類別に区分。磁気から小切手が同封されているか否かを判断し、税額の有無を分類する。



ロ 開封した申告書を通称「ソートテーブル」にて分類。その後バッチを組む。



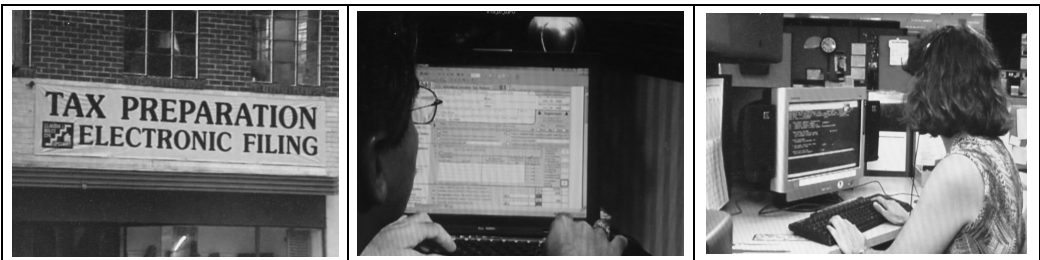
ハ 申告書審理。審理後、各申告書に一連番号を付す。



ニ データ入力。入力データは Martinburg 所在のコンピュータセンターに転送される。



ホ 処理データに基づき、還付小切手発行等の処理を行う。申告書は簿書庫に保管。



ヘ 電子申告 (e-file) の場合イ～ニの手順は省略。内容を電算上にて審査後、ホの手順を踏むことになる。

マスターファイルに蓄積されたデータは、ポスト・プロセッシングとして資料情報とのマッチング、統計的調査選定等各種事務作業の効率化に寄与しているが、「パイプライン」の重要性、つまり IRS 職員の手作業の重要性はいささかも変わることはない旨、IRS はタックスフォーラム等でアピールしている。

IRS の徴税コストは 100 ドル当たり 50 セント以下 (2006 年度は 42 セント¹⁶) と効率的であり、その要因の一つとしては、熟練した職員による上記一連の「パイプライン」事務の円滑な流れにあるといえる。

(2) サービスセンター(キャンパス)と現場との連携

イ IDRS (Integrated Data Retrieval System) ¹⁷

上記(1)のキャンパスにおける処理によりマスターファイルに蓄積されたデータを、職員がオンライン検索するシステムとして IDRS (Integrated Data Retrieval System) がある。

本システムによって、現場の権限ある職員は情報を必要時に適宜抽出することができる。

ロ 近代的システム「Customer Account Data Engine (CADE)」の登場

IRS は、2004 年 7 月に、上記マスターファイルと IDRS に代わる新システムとして、Customer Account Data Engine (CADE) の導入を発表した。

40 年以上前から利用されている現行のマスターファイルは、磁気テープシステム、納税者情報の更新処理に 1 週間程度かかっていることからより迅速にアップデートできるシステムの構築に迫られていた。

試行期間を経て、将来的にシステムがフル稼働すれば、年間 2 億件以上の納税者（自営業者を含む）情報のリアルタイムな情報更新が可能になり、還付処理の迅速化等、一層の納税者利便の向上に資するものと見込まれている¹⁸。

7 納税者サービスに関する特徴

(1) 概要

IRS は、納税者を「Customer」と称して、1998 年 7 月に成立された IRS 組織改革法以降、納税者サービスを強化してきた。また、IRS 主席法律顧問官（Chief Counsel）の Donald L. Korb 氏は、2007 年に開催された IRS セミナーにおいて、納税者サービスと徴税等の執行の両輪をバランス良く強化していくことが、納税者のコンプライアンスの向上と適正公平な課税に繋がるとコメントしている。

IRS は、納税者のコンプライアンス向上ための一環として、IRS ウェブサイト等を通じて各種情報、申告書様式等の提供、税務相談、納税者擁護官による中低額所得者層や英語を母国語としない外国人の納税者等に対する支援制度等の納税者サービスを提供している。

また、IRS は、納税者等への利便提供のために、電子申告、電子納税を積極的に推進するほか、納税手段の多様化に対応し、一定所得以下の納税者を対象に無料によるインターネット申告等の機会も提供している¹⁹。ま

た、「e-service」と称して、税務専門家や電子申告書作成業者を対象として、インターネットを通じて各種の便宜を提供している²⁰。

納税者擁護官（Taxpayers Advocate Service）が、2007 年 6 月に米国議会に提出した報告書²¹では、IRS は、2007 年度は納税者サービスを維持・改善しつつ、タックス・ギャップを縮小すべき重圧がある。IRS の納税者サービスが、電話や対面相談等からインターネット等を通じて納税者自身で解決するセルフサービスに偏重しつつあるが、対面相談等を必要とする納税者が大半であることから、このような体制を維持すれば、コンプライアンスの低下や、究極的には執行（Enforcement）の高コストに繋がると指摘している。

(2) 税務相談

税務相談の方法としては、電話・面談・インターネット・メール・ファックスなど多くの媒体が存在する²²。しかし、基本的に納税者の個別照会とは、対面・電話による相談以外には、受付していない。

イ 電話相談

電話相談では、一般個人用及び税務専門家専用等の電話回線を用意している²³。また、TeleTax Line では、英語あるいはスペイン語による音声認識システムにより、納税者は、自己の還付処理手続の状況の確認等ができる²⁴。

ロ 対面相談

対面相談は、全米約 400 か所の納税者支援センター（Taxpayer Assistance Centers 「TACs」）のほか、フランクフルト、ロンドン、パリ、プエルトリコの 4 か所の米国大使館又は領事館において実施しており、税務申告書や出版物等を配布しているほか、納税者等の質問等に応じている²⁵。

ハ その他の手段

また、インターネット上での情報の提供

26、メール²⁷、チャット²⁸を通じた照会も受け付けている。しかし、この IRS ウェブサイトヘルプデスクによるメールやチャットによる照会は、IRS ウェブサイト (www.irs.gov) における検索や技術的な

問題解決を支援することを目的としており、納税者の税務申告書や特定の事情に対する税法上の適用に関する質問に対しては回答されない。

【IRS ウェブサイトヘルプデスクによるメール回答例】

Thank you for contacting the IRS Web Site Help Desk.

The purpose of the IRS Web Site Help Desk is to assist Web site visitors in the navigation of www.irs.gov and to troubleshoot technical issues regarding the Web site.

We apologize, but we are unable to provide information or answer any inquiries related to your tax return, your account, or the application of tax law to your specific situation.

We can help you with this matter at our toll-free tax assistance line Monday - Friday, 7:00 a.m. - 10:00 p.m. your local time (AK & HI follow Pacific Time) at:

Individual Tax Questions: 1-800-829-1040

Business Tax Questions: 1-800-829-4933

TTY/TDD: 1-800-829-4059

For assistance outside the U.S., call 215-516-2000 (not a toll-free call) Monday - Friday, 6:00 a.m. - 11:00 pm Eastern Time.

(3) 実際の納税者支援センター、電話相談等の状況

イ 納税者支援センターの状況

実際に納税者支援センターを訪問した所、当納税者支援センターの受付時間は、平日月曜日から金曜日まで朝 8 時 30 分より午後 4 時 30 分までとなっている。また、建物の入口でのセキュリティーチェックの際に、訪問目的を訪ねられる。

ビル入口付近の棚には、各種税務申告書の様式、出版物及び申告書の手引き等が置いてあるが、空のままのものもある。また、種類は少ないものの、スペイン語のパンフ

レットも置いてある。

中二階の受付には、「Taxpayers Service」の表示があり、受付には 1 名職員がいるほか、15 名程度の待合室、衝立で間仕切りされた対面ブースが 2 か所ほどあった。一見した所では、数名の職員しかいない。

納税者は、受付で番号札を取り、質問事項等を申し出る。質問事項等によるが、受付窓口で対応できる場合には、対面ブースに通されない。また、当該対面コーナーには、デスクトップのパソコンが配置されていた。



ロ 電話相談等の状況

米国内から（電話料金以外）無料で相談が受けられる番号に電話すると、まず、音声認識システムが応答し、英語あるいはスペイン語のどちらかをブッシュホンで選択する。次に、音声認識システムに従い、質疑事項の分野の選択をすると、担当官に電話が転送される。最初に応答する担当官は、まず、氏名と7桁のID番号を述べた後に質問事項を聞き、質問事項に応じて担当部署の担当官につなぐ。次の担当官からは、質問に対して簡単な回答だけを得たが、そのIRCの根拠規定を聞きたいと申し出たところ、法令等に精通している担当官に転送された。

当地会計士によれば、質問用電話番号に電話しても、担当官によって回答が違う、あるいは、長時間待たされた挙句にたらい回しにされることが多いと聞いていたが、確かにたらい回しにされた後に、法令に精通している担当官に辿り着き、丁重に一応の回答は得たものの、法令や申告書の手引き等に記載以上の回答は得られなかった。

なお、財務省税務管理監査官 (Treasury Inspector General for Tax

Administration、以下「TIGTA」という。)によれば、納税者支援センター、無料電話サービス、IRS ウェブサイト等を通じて、税法上の質問に対して、94%の割合で正しい答えを得られたと報告している²⁹。

(4) IRSの納税者支援センター削減計画

IRSは、2005年5月に、約400か所ある納税者支援センターの統廃合を行い、68か所を削減予定であることを発表した。同計画は、納税者サービスとエンフォースメント（調査・滞納整理）の拡充のバランスと予算の効率的な配分の観点から提起されたものであるが、具体的には次のような理由等によるものである³⁰。

- ・ 納税者サービスセンターの利用者数の減少
- ・ 納税者支援センターの統廃合により、IRSの経費を約4,500万ドルから5,500万ドル節減して、納税者にはインターネット等による効率的なサービスをしようよう

しかし、TIGTAは、この68か所の納税者支援センターの削減の選定等の検討に当たって用いられたデータ等が相違していたと指摘し、納税者支援センターの統廃合による効果を疑問視していた³¹。

なお、この納税者支援センター削減計画は、2005 年 7 月に米国議会から十分な予算を手当てしてもらったとして閉鎖を撤回しており³²、2007 年 8 月現在、納税者支援センターは 401 か所ある³³。

(5) IRS 監視委員会による納税者サービスに関する調査報告結果

2006 年 11 月に IRS 監視委員会 (IRS Oversight Board³⁴) が公表した、IRS の納税者サービスに関する調査報告書によれば³⁵、納税者の約 41%が、過去 2 年間に支援等を受けるために IRS と接触している。その主な理由は、税法上の質問や申告書様式や手引きの請求、申告書作成の支援、申告書等の訂正処理等である。

この IRS への接触の手段としては、22%が電話連絡、3%が IRS への訪問、25%が IRS のウェブサイトを利用するほか、4%が電子メール、6%がレターの送付等をしている。納税者の大半は、インターネット等による機械的なサービスよりも、対面によるサービスの方を好む一方、過去 2 年間に IRS に電話、訪問又は手紙を送付した人の約半数は、税務上の問題解決にオンラインを利用することをいとわないとしている。

(6) 納税者擁護官制度

IRS 組織改革法以降、部内における是正勧告等を行う権限等が無く、納税者に対する実効的な救済が困難であったこれまでの納税者オンブズマン制度が強化され、納税者擁護官 (Taxpayer Advocate Service) 制度、納税者擁護官室 (Office of the Taxpayer Advocate) 等が創設されたほか (IRC7803 条(c))、低所得者納税者の支援制度 (IRC7526 条) 等が制定され、納税者の権利保護が一層強化された。

納税者擁護官は、IRS 長官と IRS 監視委員会 (IRS Oversight Board) の助言を受けて財務省長官から任命される国家納税者擁護官 (National Taxpayer Advocate)

(IRC7803 条(c) (1) (B) (ii)) を長とし、国家納税者擁護官の指揮監督の下に事務が運営されている。納税者擁護官は、IRS の部内組織であるが IRS から独立しており、国家納税者擁護官が指揮命令権限を持つ (IRC7803 条(c) (1) (A), (B) (i))。

納税者擁護官の主たる業務は、次の四つである (IRC7803 条(c)(2)(A))。

イ IRS との間で生じた問題を納税者が解決するのを支援する。

ロ 納税者が IRS に対応する上で生ずる問題点を明らかにする。

ハ 可能な限り、上記ロで明らかにされた問題点を解消するため IRS の行政事務の転換を提言する。

ニ 明らかにされた問題点を解決するような法改正の可能性を提示する。

国家納税者擁護官は、直接 IRS 長官に業務報告をしなければならない (IRC7803 条(c) (1) (B) (i))。また、納税者擁護官は、IRS の部内組織であるが、IRS から独立した国家納税者擁護官が指揮命令権限を持つ (IRC7803 条(c) (1) (A), (B) (i))。また、国家納税者擁護官は、下院歳入委員会及び、上院財務委員会に対し、年 2 回報告書を提出しなければならない、その報告書は、各委員会へ直接提出されなければならない。

納税者擁護官は、ワシントン DC に本部があり、コロンビア特別区、プエルトリコ、全米各州、キャンパス等に Local Taxpayer Advocate が配置されている³⁶。

8 税務調査に関する事務運営の特徴

(1) 調査方法及び調査対象者の選定

IRS による税務調査は文書のやり取りのみで完結する机上調査と、調査官が調査先に臨場して行う実地調査により行われ (査察調査については『II 10 査察制度』を参照)、以下のような状況にあてはまる場合には調査対象者として選定される³⁷。

イ Discriminant Inventory Function System (DIF システム) による個々の申告書の分析スコアが高い場合。DIF システムによりハイスコアとして調査対象者に抽出された場合は、調査後に納税額の変動する可能性が非常に高いとされている。

ロ 納税者が提出した申告内容と、第三者から提出された Form 1099 (支払調書) や Form W-2 (源泉徴収票) といった情報とを突合した結果不一致がある場合。

ハ 新聞、公的記録、第三者からの情報を含む様々な情報を分析した結果、申告内容に何らかの問題があると想定される場合。

(2) IRS 組織改革法施行後に導入された手続き

1998 年 IRS 組織改革法の施行後、納税者の負担軽減を考慮し、申告前の指導等を重視する方針に基づき以下の手続きが導入された。

イ Pre-Filing Agreement Program (PFA) [事前合意制度(2001 年 1 月)]³⁸

大・中規模企業局所管法人の係争が起こればと考えられる課税問題について、申告前に IRS と納税者の合意により解決を図る

制度である。これにより、申告後の税務調査にかかるコスト等の負担を回避することが出来るとされている。

ロ Industry Issue Resolution Program (IIR) [業種別問題解決制度(2002 年 4 月)]³⁹

大・中規模企業局及び小規模企業・自営業業者局の所掌する納税者について、特定の業種の頻繁に発生する課税問題についての指針を提供する。各種指針は作成の都度公表されている。

ハ Limited Issue Focused Examination (LIFE) [特定項目限定調査制度(2003 年 1 月)]⁴⁰

大・中規模企業局所管法人について、調査前に調査項目の限定を行う制度である。これについては事前に IRS と納税者との間で合意に関する Memorandum of Understanding (MOU)[覚書]を交わすことになっており、MOU によって調査期間や LIFE 手続きなどが合意される。

(3) 税務調査に関する統計資料

税務調査に関する最近 3 年間の統計資料は以下のとおりである。

【個人所得税・遺産税・贈与税】

(単位：件、千ドル)

	個人所得税		遺産税		贈与税	
	調査件数	追徴税額	調査件数	追徴税額	調査件数	追徴税額
2004 年度	997,028	6,201,693	6,455	972,575	1,979	546,442
2005 年度	1,199,035	13,355,087	6,081	970,096	2,125	670,901
2006 年度	1,283,950	13,045,221	5,299	1,436,268	2,051	504,731

【法人税】

(単位：件、千ドル)

	中小規模法人		大規模法人		外国法人	
	調査件数	追徴税額	調査件数	追徴税額	調査件数	追徴税額
2004 年度	7,294	681,188	9,523	15,986,729	280	173,066
2005 年度	17,858	535,088	10,829	31,560,822	291	120,588
2006 年度	17,849	674,965	10,578	26,844,006	372	280,273

注) 大規模法人とは総資産 1,000 万ドル超の法人。それ以外は中小規模法人。

9 滞納税金の徴収制度の特徴

(1) 米国連邦税における徴収制度の経緯と特徴

米国では、これまでの IRS による強権的な徴収処分等に対する批判から、1998 年 IRS 組織改革法が成立し、納税者の権利保護の観点から、適正な徴収手続 (Due Process) のための規定 (IRC6326、6331 条など) が創設されたほか、差押通知を受けた納税者による不服審査の申立てが行われた場合には、不服審査部門が決定通知を発出するまで徴収処分が禁止された。

ここでは米国連邦税法上の滞納税金の徴収制度の特徴としてこの他、連邦税リーエン制度、納税緩和制度としてのオファー・イン・コンプロマイズ制度、徴収事務の民間委託制度の経緯についての概要及び最近の IRS の徴収事務に関する統計を報告する。

(2) 差押えにおけるデュー・プロセス

IRS は、滞納処分による差押え (Levy⁴¹) に係るデュー・プロセスとして、IRC 上の次のような要件を充足しなければならない (IRC6330 条)。

- IRS は、差押えをしようとする場合には、差押えの 30 日前までに納税者に通知しなければならない、その通知の中で聴聞を受ける権利があることを明記する (IRC6330 条(a))。
- 納税者が聴聞を要求する場合には、IRS 不服審査部が審査を行い、IRS と納税者双方の意見を聴取して判断する (IRC6330 条(c)(1))。
- 納税者は聴聞手続において、適切な配偶者の保護、徴収活動の適正性、証券の提供、他の財産での代用、分割納付、コンプロマイズなどの他の徴収方法を申し出ることができる (IRC6330 条(c)(2)(A))。
- IRS 不服審査部は、IRS と納税者双方の申立てを総合勘案して決定する (IRC6330 条(c)(3))。

- 審査官の決定に不服な場合には裁判所に訴訟を提起でき (IRC6330 条(d)(1))、不服審査部の聴聞、審査及び訴訟期間中は差押えをすることはできない (IRC6330 条(e)(1))。

(3) 連邦税リーエン制度

連邦税リーエン (Federal tax liens) とは、租税債権を保全するために納税者の財産上に設定される連邦税の先取特権であり、納税者が、本税、延滞税、加算税等を含めた税額の請求を受けた後に (after demand⁴²) 納税しない場合に、動産・不動産等を問わず当該納税者のすべての財産・権利に対して、査定 (assessment) 時点に遡って成立する (IRC6321 条、6322 条)。また、他の債権者に対しては、リーエンの登録をすることにより第三者への対抗力が生じる (IRC6323 条(a))。ただし、連邦税のリーエンが適正に登録された場合でも、その優先権が制限される場合がある (IRC6323 条(b))。

また、連邦税リーエンに係るデュー・プロセスとして、リーエンを設定登録した場合には、リーエン登録後 5 日以内に納税者に対してリーエン通知を送付しなければならず、その通知の中で聴聞を受ける権利があることを明記する (IRC6320 条(a))

(4) オファー・イン・コンプロマイズ制度

オファー・イン・コンプロマイズ (Offer in Compromise、以下「OIC」) とは、納税者の納税義務又は納付資力等に疑念がある場合など、財務省規則 § 301.7122-1(a)(2)(b)に規定する一定の理由に基づいて⁴³、本来納税義務のある税額以下に減額して納税することを和解する納税者と IRS との間の合意であり⁴⁴、IRC7122 条を根拠規定とする。

また、2005 年増税防止調整法 (Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2005 (TIPRA)) の成立によって、2006 年 7 月 16 日付以降は、OIC の運営等について主に次のように変更となった⁴⁵。

- イ 5 回以下の分納 (Lump sum cash offer) を申し出する納税者は、IRS に 20% を前払いしなくてはならない。
- ロ 分割納付を申し出する納税者 (Periodic payment Offer) は、前払いの納税をした上で (払い戻しできない)、分納期限が到来している他の OIC に係る納税もしなくてはならない。
- ハ IRS が 2 年以内に OIC の申請に対して決定しない場合には、OIC 申請が受け入れられたものと見なされる。

(5) 米国連邦税の徴収事務の民間委託制度の導入と経緯

1990 年～	滞納税額が急増する一方、滞納税額の徴収額が減少
1995 年 11 月	米国議会が、IRS に対して徴収事務の民間委託の試行を指示
1996 年 6 月	①滞納者の所在の特定と滞納者への接触、②滞納者への納付のしょうようについて 5 社の民間回収業者に対して、徴収事務の民間委託の試行
1997 年 6 月	米国会計検査院 (General Accounting Office) は、①費用対効果の観点から、IRS 職員が徴収するのに比べて非効率、②国の業務であるべき徴税を民間業者に対して委託すべきでない、③納税者の権利保護等の反対意見から、IRS に対して徴収事務の民間委託の試行の中止を指示 ⁴⁶
2001 年 7 月	TIGTA が、滞納増加傾向の指摘と徴収事務の民間委託の再検討を提案 ⁴⁷
2004 年 10 月	2004 年米国雇用促進法 (American Jobs Creation Act of 2004) の成立により、IRS に徴収事務の民間委託に際して法的権限を付与 ⁴⁸
2006 年 3 月	IRS は、三社の民間債権回収業者 (①The CBE Group Inc.、②Linebarger Goggan Blair & Sampson, LLP、③Pioneer Credit Recovery, Inc.) と契約 ⁴⁹
2006 年 9 月	・連邦税の滞納税額が 25,000 ドル以下の滞納国税について、民間回収業者に対して、滞納者への納付しょうよう等に係る徴収事務の民間委託を開始⁵⁰ ・高コストな民間委託費用⁵¹や、成り済ましによる納税者情報の漏洩、高圧的な徴収による納税者への権利侵害等の批判が指摘される⁵² ・エバーソン前 IRS 長官は、民間委託によってタックス・ギャップの縮小に資するとする一方、IRS の徴収職員を使う方が費用対効果として効率的であるが、十分なリソースがないとコメント⁵³
2007 年 1 月	米国上院 (S.335 ⁵⁴)、下院議会 (H.R.695 ⁵⁵) で、IRS による徴収事務の民間委託廃止法案が提出されたが、審議には至らず
2007 年 5 月	・米国下院公聴会において、オルソン国家納税者擁護官は、米国議会に民間委託を廃止するよう証言 ・一方、ブラウン前 IRS 長官代行は、徴収事務は国の事務であるべきとの意見を認めつつ、米国議会が民間委託の導入に法的権限を与え、民間委託によって、これまで約 1,949 万ドルの滞納税金が徴収され、タ

	ックス・ギャップ縮小に有効であり、IRS は、納税者の権利を確保しつつ民間債権回収業者に対する監視をしている旨を証言 ⁵⁶
2007 年 7 月	米国下院議会は、徴収事務の民間委託廃止法案（H.R.3056）を提出
2007 年 10 月	米国下院議会で、徴収事務の民間委託廃止法案が可決（H.R.3056） ⁵⁷

(6) 最近の徴収状況等の統計⁵⁸

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
徴収税額 （単位：百万ドル）				
総滞納税金徴収額	35,508	36,659	37,113	40,813
督促（first notice）収納額	14,013	13,322	13,697	15,259
二次催告（subsequent notices）収納額	11,521	12,567	12,215	13,411
実地滞納整理（additional actions）額	9,974	10,770	11,201	12,143
滞納件数 （単位：千件）				
期首滞納件数	5,687	6,170	5,981	6,478
期中発生件数	5,380	5,179	5,870	6,100
期中処理件数	4,896	5,368	5,373	5,504
期末滞納件数	6,170	5,981	6,478	7,074
期末滞納額	46,738	50,681	57,595	69,556
オファー・イン・コンプロマイズ （単位：千件）				
申請件数	128	106	74	59
承認件数	22	20	19	15
承認額	244	275	326	284
滞納処分件数 （単位：件）				
リーエン登録通知件数	544,316	534,392	522,887	629,813
第三者に対する差押通知件数	1,680,844	2,029,613	2,743,577	3,742,276
納税者財産に対する差押通知件数	399	440	512	590

¹ 酒税・たばこ税は財務省の酒類煙草税貿易管理局（TTB: Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau）、関税は国土安全保障省（DHS: Department of Homeland Security）の税関国境保護局（CBP: Bureau of Customs and Border Protection）が所掌している。

² 連邦社会保障制度による管理・給付については、厚生省の外局である社会保障庁（Social Security Administration）が行っている。

なお、その管理のために社会保障法に基づいて社会保障番号（Social Security Number）が適格な住民に付番されており、納税者番号として IRS で使用されているほか、連邦機関で使用されている。

³ 2005 年 5 月に当時のエバーソン長官は約 400 か所ある TACs のうち 68 か所を閉鎖すると発表した。その 7 月に議会から十分な予算を手当てしてもらったとして閉鎖を撤回している（後述 II 7(4)「IRS の納税者支援センター削減計画」参照）。

⁴ IRS, <http://www.irs.gov/irs/article/0,,id=149197,00.html>

⁵ Brown 元長官代行の在職期間は 2007 年 5 月～9 月まで。

⁶ (Daily Tax Report, No. 225, Friday November 23, 2007, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/11/20071121-1.html>)

なお、IRS 長官は、大統領の指名後、上院の承認によって任命される。一度就任した IRS 長官の任期は最大 5 年であるため、たとえ政権が変わったとしても自動的に長官が変わるわけではない。現在大統領と野党が別政党になっているため、少なくとも 2008 年に予定されている大統領選挙が終了するまでは、次の正式な IRS 長官は指名される可能性は低いとの観測もあったが、Shulman 氏が強い政治的背景を持っていないせいか、上院の承認を受けられるとの意見が多かった。任命された場合の任期は 5 年になるか、エバーソン元長官の任期だった 2008 年 5 月までになるかは分からない。

⁷ 2006 年に国際担当副局長のポストが新設されたと同時に就任。以後国際担当副局長が CA となる。

⁸ IRS, “IRS Strategic Plan 2005-2009”
http://www.irs.gov/pub/irs-utl/strategic_plan_05-09.pdf

⁹ 財務省、“A Comprehensive Strategy for Reducing the Tax Gap”

<http://www.treas.gov/press/releases/reports/otptaxgapstrategy%20final.pdf>

¹⁰ IRS 及び財務省、“Reducing the Federal Tax Gap ~ A Report on Improving Voluntary Compliance”

<http://www.ustreas.gov/press/releases/reports/taxgapreport08022007.pdf>

¹¹ IRS Nationwide Tax Forum2007 における IRS 幹部の発言より

¹² IRS Nationwide Tax Forum2007 における IRS 幹部の発言より

¹³ IRS Nationwide Tax Forum2007 における IRS 幹部の発言より

¹⁴ Andover, Atlanta, Austin, Brookhaven, Cincinnati, Kansas City, Fresno, Memphis, Ogden, Philadelphia の 10 か所。

¹⁵ 「“IRS Submission Processing PIPELINE Video”Produced by IRS Wage & Investment Communications & Liaison, Updated May 2006」より抜粋。

¹⁶ “IRS,SOI Tax Stats-IRS Data Book : 2006, Table 29: Internal Revenue Service Collections, Costs, Personnel, and U.S. Population, Fiscal

Years 1971-2006”

http://www.irs.gov/pub/irs-soi/table_29_2006_dp.xls

¹⁷ IRS, “Integrated Data Retrieval System”
<http://www.irs.gov/privacy/article/0,,id=138125,00.html>

¹⁸ IRS, “New Taxpayer Account,Processing System Debuts”.
<http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=125546,00.html>

¹⁹ IRS, “Free File Opens Today with Enhanced Taxpayer Services”.
<http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=153364,00.html>

²⁰ IRS, “New e-services Tools Expected to Increase e-filing, Improve Customer Service”.
<http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=124940,00.html>

IRS, “e-services - Online Tools for Tax Professionals”.
<http://www.irs.gov/taxpros/article/0,,id=109646,00.html>

²¹ IRS, “National Taxpayer Advocate's 2007 Objectives Report to Congress”.
<http://www.irs.gov/advocate/article/0,,id=159974,00.html>

²² IRS, “Free Tax Help Available”.
<http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=133019,00.html>

²³ IRS, “Telephone Assistance”.
<http://www.irs.gov/help/article/0,,id=96730,00.html>

IRS, “Practitioner Priority Service”.
<http://www.irs.gov/taxpros/article/0,,id=98549,00.html>

IRS, “IRS Hotlines and Toll-Free Numbers”.
<http://www.irs.gov/businesses/small/article/0,,id=161104,00.html>

²⁴ IRS, Internal Revenue Manual, 2.3.13.1, “Refund Information File General Information”.
<http://www.irs.gov/irm/part2/ch02s09.html#d0e26023>

“IRS Toll-Free Help”.
<http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=105372,00.html>

²⁵ IRS, “Contact My Local Office”.
<http://www.irs.gov/localcontacts/index.html>

²⁶ IRS, “Help Using the IRS.gov Web Site”.
<http://www.irs.gov/help/article/0,,id=97185,00.html>

IRS, “Help With Tax Questions”.
<http://www.irs.gov/help/article/0,,id=120193,00.html>

²⁷ 照会先のメールアドレス宛先は、irs.gov.web

site.helpdesk@speedymail.com となっている。
原則として 48 営業時間内に回答が送付される。

²⁸ IRS, “Welcome to the IRS Web Site Help Desk Live Chat”.

<http://www.irs.gov/help/page/0,,id=166234,00.html>

²⁹ TIGTA, (2007.8.24), “The Internal Revenue Service Provides Helpful Tax Law Assistance but Still Has Problems With Tax Return Preparation Assistance.”

<http://www.ustreas.gov/tigta/auditreports/2007reports/200740164fr.pdf>

³⁰ IRS, IR-2005-63, (2005.5.27), “IRS to Create Efficiencies with Taxpayer Assistance Centers”.

<http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=139286,00.html>

³¹ TIGTA, (2006 年 3 月), 2006-40-061, “The Taxpayer Assistance Center Closure Plan Was Based on Inaccurate Data”.

<http://www.treasury.gov/tigta/auditreports/2006reports/200640061fr.html>

³² IRS, IR-2005-77, (2005.7.29), “Everson Praises Congress for Funding, Suspends Plan to Close TACs”.

<http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=141541,00.html>

³³ TIGTA, (2007.8.24), “The Internal Revenue Service Provides Helpful Tax Law Assistance but Still Has Problems With Tax Return Preparation Assistance”.

<http://www.ustreas.gov/tigta/auditreports/2007reports/200740164fr.pdf>

³⁴ IRS 監視委員会は、IRS 組織改革法以後、IRC7802 条(a)により、財務省内に設置されることになった独立機関である。同委員会は、IRS の行政管理や IRC 等の指揮命令、監督等について監視する (IRC7802 条(c))。

³⁵ IRS 監視委員会, (2007.11.28) “IRS Oversight Board Taxpayer Customer Service and Channel Preference Survey Special Report”, <http://www.treas.gov/irsob/releases/2006/11282006.pdf>

³⁶ IRS, “Contact a Local Taxpayer Advocate”. <http://www.irs.gov/advocate/content/0,,id=150972,00.html>

Taxpayer Advocate Service.

http://www.irs-tas.com/Fact_Sheet.cfm

³⁷ IRS, Publication 556, “Examination of Returns, Appeal Rights, and Claims for Refund”

<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p556.pdf>

³⁸ IRS, “Pre-Filing Agreement Program”

<http://www.irs.gov/businesses/article/0,,id=102667,00.html>

³⁹ IRS, “Industry Issue Resolution Program”

<http://www.irs.gov/businesses/article/0,,id=109645,00.html>

⁴⁰ IRS, “Limited Issue Focused Examination” <http://www.irs.gov/businesses/article/0,,id=103618,00.html>

⁴¹ 税額の確定した租税債権について、IRC6303 条(a)による督促状 (Notice and Demand for payment) が納税者に送付されてから 10 日以内に納税されない場合には、財務長官は、当該滞納税金について差押えをすることができる (IRC6331 条)。

⁴² 申告期限までに納税されず、IRC6202 条による査定 (assessment) がなされた後、60 日以内に、督促状 (Notice and Demand for payment) が納税者に送付される (IRC6303 条(a))。

⁴³ ①課税に関する疑念 (Doubt as to liability)、②徴収に関する疑念 (Doubt as to collectibility)、③効率的税務行政の促進 (Promote effective tax administration) のうち少なくとも一つの要件を満たす必要がある。これらの詳細な解説は、Form 656 (Offer in Compromise) <http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f656.pdf>

⁴⁴ IRS, Internal Revenue Manual 5.8, Offer in Compromise <http://www.irs.gov/irm/part5/ch08s01.html#d0e75932>

⁴⁵ IRS, FS-2006-22, July 2006, Revamped Offer in Compromise Program Plays New Role in Collection Process, <http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=159953,00.html>

IRS, FS-2007-16, March 2007, Revisions to Form 656, Offer in Compromise <http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=168404,00.html>

⁴⁶ TIGTA, 2001-40-122 (2001.7.24), “Management Advisory Report: Additional Options to Collect Tax Debts Need to Be Explored” <http://www.treas.gov/tigta/auditreports/2001reports/200140122fr.pdf>

⁴⁷ TIGTA, 2001-40-122 (2001.7.24), “Management Advisory Report: Additional Options to Collect Tax Debts Need to Be Explored” <http://www.treas.gov/tigta/auditreports/2001reports/200140122fr.pdf>

⁴⁸ IRC6306 条を根拠規定に、IRS は、民間債権回収業者に対して、米国連邦税の徴収事務を民間委託できる。

IRS, Private Debt Collection Program, <http://www.irs.gov/businesses/small/article/0,,id=155136,00.html>

⁴⁹ IRS, IR-2006-42, March 9, 2006, “IRS Selects Three Firms to Take Part in Delinquent Tax Collection Effort”, <http://www.irs.gov/newsroom>

/article/0,,id=155069,00.html

⁵⁰ IRS, IR-2006-131, Aug. 23, 2006 “IRS Outlines Taxpayer Protections in Private Debt Collection Program” <http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=161300,00.html>

⁵¹ IRS 職員による徴収費用については、IRS SOI Tax Stats-IRS Data Book: Table 29: Internal Revenue Service Collections, Costs, Personnel, and U.S. Population, Fiscal Years 1971-2006。 http://www.irs.gov/pub/irs-soi/table_29_2006_dp.xls

⁵² The New York Times, (August 20, 2006) I.R.S. Enlists Help in Collecting Delinquent Taxes, <http://www.nytimes.com/2006/08/20/business/20tax.html?partner=rssnyt&emc=rss>

⁵³ Daily Tax Report, No. 162, August 22, 2006, Tax Core, No. 162, August 22, 2006

⁵⁴ 米国議会図書館 THOMAS , S 335, To prohibit the Internal Revenue Service from using private debt collection companies, and for other purposes, <http://thomas.loc.gov/>,

⁵⁵ 米国議会図書館 THOMAS, HR 695, Taxpayer Abuse and Harassment Prevention Act of 2007 <http://thomas.loc.gov/>,

⁵⁶ Committee on Ways and Means, May 23, 2007, “Hearing on Internal Revenue Service’s Use of Private Debt Collection Companies to Collect Federal Income Taxes” <http://waysandmeans.house.gov/hearings.asp?formmode=detail&hearing=562>

⁵⁷ 米国議会図書館 THOMAS,H.R.3056 の最終稿 H. Res.719, “Resolved, That upon the adoption of this resolution it shall be in order to consider in the House the bill (H.R. 3056) to amend the Internal Revenue Code of 1986 to repeal the authority” <http://thomas.loc.gov/>,

⁵⁸ IRS, SOI Tax Stats-IRS Data Book: 2006, Table 16: Delinquent Collection Activities, Fiscal Years 2003-2006, http://www.irs.gov/pub/irs-soi/table_16_2006_dp.xls